

別表の改正のうち金額に変更がない箇所を網かけとした。

前橋市公共物使用等に関する条例新旧対照表

改正案				現 行			
(使用料算定の基準) 第16条 前条の使用料の額は、次に掲げる方法により算定する。 (1) 使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。 <u>この場合において、使用期間が1か月未満であるときは、1か月として計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。</u> (2)～(4) 省略 別表(第15条、第16条関係)				(使用料算定の基準) 第16条 前条の使用料の額は、次に掲げる方法により算定する。 (1) 使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは1か月として計算するものとする。 (2)～(4) 省略 別表(第15条、第16条関係)			
区分	種別	単位	金額	区分	種別	単位	金額
公共物の使用料(1年につき)	農地	1平方メートル	18円	公共物の使用料(1年につき)	農地	1平方メートル	21円
	宅地(敷地通路等)	1平方メートル	営利用 250円 非営利用 140円		宅地(敷地通路等)	1平方メートル	営利用 250円 非営利用 140円
	植林採草地	1平方メートル	1円		植林採草地	1平方メートル	1円
	第1種電柱	1本	510円		第1種電柱	1本	440円
	第2種電柱	1本	790円		第2種電柱	1本	680円
	第3種電柱	1本	1,100円		第3種電柱	1本	920円
	第1種電話柱	1本	460円		第1種電話柱	1本	400円
	第2種電話柱	1本	730円		第2種電話柱	1本	630円
	第3種電話柱	1本	1,000円		第3種電話柱	1本	870円
	その他の柱類	1本	46円		その他の柱類	1本	40円
	公衆電話所	1個	910円		公衆電話所	1個	790円
	鉄塔敷	1平方メートル	910円		鉄塔敷	1平方メートル	790円
諸管埋設	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	19円	諸管埋設	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	17円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	27円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	24円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	41円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	36円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	55円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	82円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	71円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	110円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	95円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	190円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	170円
	外径が0.7メートル以上1メートル	1メートル	270円		外径が0.7メートル以上1メートル	1メートル	240円

未満のもの			
外径が1メートル	1メートル		550円
以上のもの			
宅地(用途廃止申請物件)	1平方メートル	営利用	660円
	トル	非営利用	380円
工作物(漁業)	1平方メートル	営利用	250円
	トル	非営利用	140円
目除け	1平方メートル		
	トル		
上空通路	1平方メートル		
	トル		
看板	1平方メートル		
	トル		
その他の工作物	1平方メートル		
	トル		
その他	その都度市長が定める単位及び額		
省略			
備考 省略			

未満のもの			
外径が1メートル	1メートル		470円
以上のもの			
宅地(用途廃止申請物件)	1平方メートル	営利用	670円
	トル	非営利用	390円
工作物(漁業)	1平方メートル	営利用	250円
	トル	非営利用	140円
目除け	1平方メートル		
	トル		
上空通路	1平方メートル		
	トル		
看板	1平方メートル		
	トル		
その他の工作物	1平方メートル		
	トル		
その他	その都度市長が定める単位及び額		
省略			
備考 省略			